

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和5年1月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、国民健康保険に係る資格、保険料の賦課・徴収及び給付に関する事務。</p> <p>1 資格(被保険者)情報の管理に関する事務 (1)住民異動による資格取得・喪失届の受理、確認、被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 (2)被用者保険の喪失による資格取得、被用者保険への加入に伴う資格喪失届の受理、確認 (3)住民記録業務への被保険者の国民健康保険資格情報の連携(住民基本台帳法第7条) (4)被保険者証、高齢受給者証の交付申請受理、確認及び交付 (5)福祉、保健事務への国民健康保険資格情報の連携 (6)被保険者資格情報・異動情報の国民健康保険団体連合会との連携</p> <p>2 保険料の賦課・徴収管理に関する事務 (1)保険料の算定のための所得の把握 (個人住民税(所得情報)の把握(当該課税年度の1月1日に住所を有していた市区町村への所得情報確認(情報提供ネットワークシステムを通じた照会)) (2)保険料の賦課 (3)保険料の徴収方法の検討、決定(特別徴収に係る調査等) 決定した特別徴収対象者の情報を市民税課(個人住民税特別徴収)への通知 (4)特別徴収の対象となる年金保険者の情報の国民健康保険団体連合会への通知(介護部局を経由して通知する) (5)保険料決定(更正)通知書等の通知 (6)保険料の減免、納付猶予等の申請受理及び判定 ※軽減・減免の確認のため、以下の情報を情報提供ネットワークシステムから照会 ・被用者保険の被扶養者の喪失年月日(旧被扶養者に関する減免) ・雇用保険の受給資格、受給種別(非自発的失業者に関する軽減)等</p> <p>3 給付管理に関する事務 (1)各給付申請の受理、確認 (2)申請内容についての審査、各世帯の所得状況に応じた給付(支給)額、負担限度額の決定・通知・支給 (3)療養費支給実績の国民健康保険団体連合会への送付 (4)国民健康保険団体連合会からのレセプト情報の受領・過誤・不当の確認 (5)国民健康保険団体連合会で算定した高額療養費(仮)情報の受領、高額療養費申請勧奨 (6)国民健康保険団体連合会からの医療費通知データの受領、被保険者への医療費通知の送付</p> <p>4 保険料の徴収に関する事務 (1)保険料の賦課額に基づく収納事務 (2)保険料の口座振替手続 (3)保険料の還付又は充当事務 (4)納期限までに納付がない場合は、督促、催告事務 (5)納付証明書等の申請受付、発行事務 (6)通知した保険料について、普通徴収(口座振替含む)又は特別徴収の方法で徴収 (7)財務会計への調定情報の報告 (8)滞納処分(差押え) (9)時効及び執行停止に起因する不納欠損処理</p> <p>5 その他 (1)調整交付金資料、国民健康保険料の調等の各資料の作成</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険システム 2 収納管理システム 3 滞納整理システム 4 宛名管理システム 5 中間サーバー 6 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> (1)被保険者台帳情報ファイル (2)賦課情報ファイル (3)給付情報ファイル (4)収納情報ファイル (5)滞納情報ファイル (6)宛名管理ファイル 	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表第一の30の項</p> <p>2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第24条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○情報提供の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第44条の2、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>○情報照会の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番42、43、44、45 (別表第二主務省令) ・第25条、第25条の2、第26条</p> <p>○オンライン資格確認の準備業務に関する根拠 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民健康部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市 市民健康部 国保年金課 国保保険料係 住 所: 〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2120、2122、2123

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市総務部文書法制課情報公開係	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	厚木市市民健康部国保年金課	厚木市 市民健康部 国保年金課 国保保険料係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2120、2122、2123	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
平成29年6月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、国民健康保険に係る資格、保険料の賦課・徴収及び給付に関する事務。 1 資格(被保険者)情報の管理に関する事務(略) (6)被保険者資格情報・異動情報の国民健康保険団体連合会への送付(略)	国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、国民健康保険に係る資格、保険料の賦課・徴収及び給付に関する事務。 1 資格(被保険者)情報の管理に関する事務(略) (6)被保険者資格情報・異動情報の国民健康保険団体連合会との連携(略)	事前	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更には該当する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・項番1、2、3、4、5、11、14、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109 (別表第二における情報照会の根拠) ・項番42、43、44、45	○情報提供の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30(※)、33、39(※)、42、46(※)、58(※)、62、80、87、88(※)、93、97、106、109、120 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第22条の3、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条、第59条の3 ○情報照会の根拠 (番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番42、43、44、45(※) (別表第二主務省令) ・第25条、第25条の2、第26条 (※)別表第二主務省令未制定	事後	見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 山口 茂	国保年金課長 常田 真一郎	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年3月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長役職名	国保年金課長 常田 真一郎	国保年金課長	事後	様式の変更に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年4月23日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号:046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号:046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	平成27年6月1日時点	令和2年6月30日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○情報提供の根拠 (番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号))</p> <p>・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第22条の3、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条、第59条の3</p> <p>○情報照会の根拠 (番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番42、43、44、45 (別表第二主務省令) ・第25条、第25条の2、第26条</p>	<p>○情報提供の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号))</p> <p>・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第22条の3、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条、第59条の3</p> <p>○情報照会の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番42、43、44、45 (別表第二主務省令) ・第25条、第25条の2、第26条</p>	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○情報提供の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第22条の3、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条、第59条の3</p> <p>○情報照会の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番42、43、44、45 (別表第二主務省令) ・第25条、第25条の2、第26条</p>	<p>○情報提供の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第44条の2、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>○情報照会の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番42、43、44、45 (別表第二主務省令) ・第25条、第25条の2、第26条</p> <p>○オンライン資格確認の準備業務に関する根拠 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。
令和5年1月26日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	令和2年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。
令和5年1月26日	IV リスク対策 8 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。